（五）

年　月　日	事　項	記　事

記載心得

1　本表は、船員法施行規則第11条第2項各号に掲げる場合その他必要な場合に記載すること。

2　事項欄には、「遭難船舶非救助」、「救命艇等操練」、「懲戒」等と記載すること。

3　記事欄には、当該事項の発生した場所(位置)及びその概要を記載すること。

4　船員法第14条ただし書の規定により遭難船舶等の救助に赴かなかつたときは、その理由をも記載すること。

5　船員法施行規則第3条の4の規定による操練を行うことができなかつたときは、その事情を記載すること。

6　懲戒したことを記載する場合には、取調べに立ち会つた者の氏名を記載すること。なお、取調べに立ち会つた者が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

（五）

年　月　日	事　項	記　事

記載心得

1　本表は、船員法施行規則第11条第2項各号に掲げる場合その他必要な場合に記載すること。

2　事項欄には、「遭難船舶非救助」、「救命艇等操練」、「懲戒」等と記載すること。

3　記事欄には、当該事項の発生した場所(位置)及びその概要を記載すること。

4　船員法第14条ただし書の規定により遭難船舶等の救助に赴かなかつたときは、その理由をも記載すること。

5　船員法施行規則第3条の4の規定による操練を行うことができなかつたときは、その事情を記載すること。

6　懲戒したことを記載する場合には、取調べに立ち会つた者の氏名を記載すること。なお、取調べに立ち会つた者が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。